

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 表彰規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、当法人事業の向上、発展に顕著な功績のあったものを表彰することを目的とする。

(選考方法)

第2条 代表理事は、候補者を推薦基準に基づいて理事会に選考を付託し、理事会の議を経て決定する。

(推薦基準)

第3条 当法人の活動に20年以上従事している者で、本社事業の向上、発展に顕著な功績をあげたもの。

2 その他、当法人事業の向上、発展に顕著な功績をあげたもののうち、理事会にて推薦されたもの。

(表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状を授与して行い、定時社員総会においてこれを公表する。

(委任)

第5条 表彰の詳細は理事会が定める。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は平成29年4月3日から施行する。